

高知県モデル発注制度実施要綱

1 目的

県内に本社又は工場を有する中小企業者（※）が開発する土木建築関連をはじめとする技術・工法等のうち、県が発注可能な製品（以下、「モデル発注対象製品」という。）を認定し、県の機関が必要に応じて発注を行うことで、官公庁での受注実績を作るとともに、使用後は当該製品の有用性を評価し、評価結果を当該企業に通知することにより製品の改良や販路の開拓を支援することを目的とする。

（※）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条に定める「中小企業者」をいう。

2 対象となる製品及び申請者の要件

（1）対象となる製品は、次の要件を満たすものとする。

- ①県内に本社又は工場を有する中小企業者が開発する土木建築関連をはじめとする技術・工法等（高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業で対象となる物品又は役務を除く）であること。
- ②県の機関における用途が見込まれるものであること。
- ③申請時において、販売を開始してから5年以内のものであること。
- ④これまで県の機関での受注実績がないか、または、少ないものであること。
- ⑤現在は市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。
- ⑥価格水準が適正であること。

（2）申請者は、次のすべてを満たす者とする。

- ①県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がない者であること。
- ②次のいずれにも該当しないものであること。

ア 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。この号において、暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例の用語に同じ。）第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

イ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

ク その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

ケ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 認定審査会の設置

- (1) 県は、モデル発注対象製品の認定に係る審査を行うため、認定審査会を設置する。
- (2) 県は、対象製品のうち、土木建築関連製品に関する審査を行うため、認定審査会の下に土木建築関連製品専門審査会を置く。

4 実施方法

モデル発注対象製品の募集、審査等については、次により実施する。

- (1) 県は、モデル発注対象製品を、県のホームページ等を活用して、広く募集を行う。
- (2) 申請者は、別に定める申請書に関係書類を添えて県に提出する。
- (3) 県は、申請のあった製品について、機能性（新規性や独創性）、市場性（ニーズや販路開拓の見込み）、公益性（県経済への貢献度等）等の観点から、認定審査会において総合的に審査を実施する。
- (4) 県は、認定審査会の審査結果を踏まえ、モデル発注対象製品を認定する。
- (5) 県の課室等は、モデル発注対象製品を必要に応じて発注する。ただし、この制度に基づき、県の各課室等がモデル発注対象製品の発注を行うのは、原則として認定後3年間に限り、かつ、1課室につき1回限りとする。

5 モデル発注対象製品の使用後の評価

県は、製品の使用後の評価について、実際に使ってみた現場の意見を基にして、ユーザーとしての立場からこれを実施する。

6 モデル発注対象製品の公表

県は、モデル発注対象製品に関する情報（製品名、事業者名、製品概略等）を公表する。

7 その他

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月8日から施行する。

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

この要綱は、平成23年12月16日から施行する。

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。この要綱の施行日前に認定した製品については、なお従前の例による。

この要綱は、平成25年7月11日から施行する。

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。平成25年度において認定した製品については、改正後の要綱の規定を適用する。

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。